

特定外来植物の正しい除去方法

特定外来植物は、放置すると様々な被害を及ぼす恐れがあり、必要に応じて防除を実施する必要があります。

防除の時期は、種子を作る前が最適です。種子がついている場合は、散布させないように注意してください。

- ①根から引き抜く（掘り取り）
根が残ると、しつこく再生するので根気強く除去する。



- ②ごみ袋に入れ密閉し、日当たりの良い場所などに数日置く



- ③草が枯れたり腐ったりしたらごみ収集所に出す



園ジョオパークまちづくり課
(市役所2階)
☎ 88・8126
監修 県自然保護センター

拡げない
すでに野外に定着している外来種は、未定着地域に拡げないことが大事です。

捨てない
入れた外来種（ペットや観葉植物）は、最後まで適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しましょう。

入れない
悪影響を及ぼす恐れのある外来種を入れなければ問題は起きません。

外来種被害予防三原則

未然に防ぐには
侵略的外来種は爆発的に増殖しやすく、いったん増えると除去には膨大な費用と労力がかかります。
次の三原則を守り、外来種問題を未然に防ぎましょう。

農林水産業への影響
繁茂して用水路をふさぐ。
県内では次のような外来種が問題を起こしています。
まだ市内での被害は出ていませんが、問題にならないように、地域を守っていく必要があります。

繁殖力の強い水草で用水路をふさぐ。



オオフサモ（あわら市）

クズのようなつる性の植物で田畑を覆う。



アレチウリ（永平寺町）

外来種から地域を守る
平泉寺町にある池ヶ原湿原には特定外来生物オオハングンソウが生育し、貴重な湿地性植物から生育地を奪う恐れがあります。
そのため、市民や市内企業は、毎年6月下旬に除去作業を行い、外来種の拡大を防いでいます。



オオハングンソウ



外来種の侵略を防ぐ

春にはミチノクワクジュソウ、初夏にはミズバショウ、秋には赤とんぼと様々な動植物や風景を楽しむことができる勝山市。
市内全域が日本ジオパークに認定されている、この豊かな自然環境を脅かすものの一つに外来種問題があります。

黄色い花を咲かせる
セイタカアワダチソウ

外来種とは

「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入（移動）された生物種」のことをいいます。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を在来種といいます。
外来種は、海外から日本に持ち込まれた生物（例 セイタカアワダチソウ）と思われがちですが、日本の在来種であっても、国内の分布していない地域に導入（移動）されれば外来種です（例 赤兎山頂上付近のオオバコ）。
外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
その中でも問題を引き起こすものは、特に侵略的外来種といえます。



オオバコの除去作業（赤兎山）

法律による規制

外来種による被害を防止するための法律に、外来生物法があります。
この法律では、問題を引き起こす外来種を「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培、運搬、野外への放出などを規制しています。
例えば、特定外来生物のオオキンケイギクはきれいな花を咲かせますが、栽培していると100万円以下の罰金が科せられます。
また、除去活動後の廃棄のための運搬も規制対象です。その方法などについては、ジオパークまちづくり課にご相談ください。（p9参照）



オオキンケイギク